

3～5歳児の保護者の皆様へ、無償化制度開始に伴う給食費の取扱いについてお知らせします。

令和元年10月から3～5歳児(4月1日時点の年齢)の保育料が無償化されます。
(延長保育は無償化対象外となります。)

無償化に伴い、給食費の取扱いが、以下のとおりとなります。

今まで、保育料の一部として、保育料と一緒に支払いいただいていた副食費については、無償化制度開始後も、引き続き支払いいただくことになります。

主食費については市の公費にて対応いたしますので、無償化前と同様お支払いは不要です。

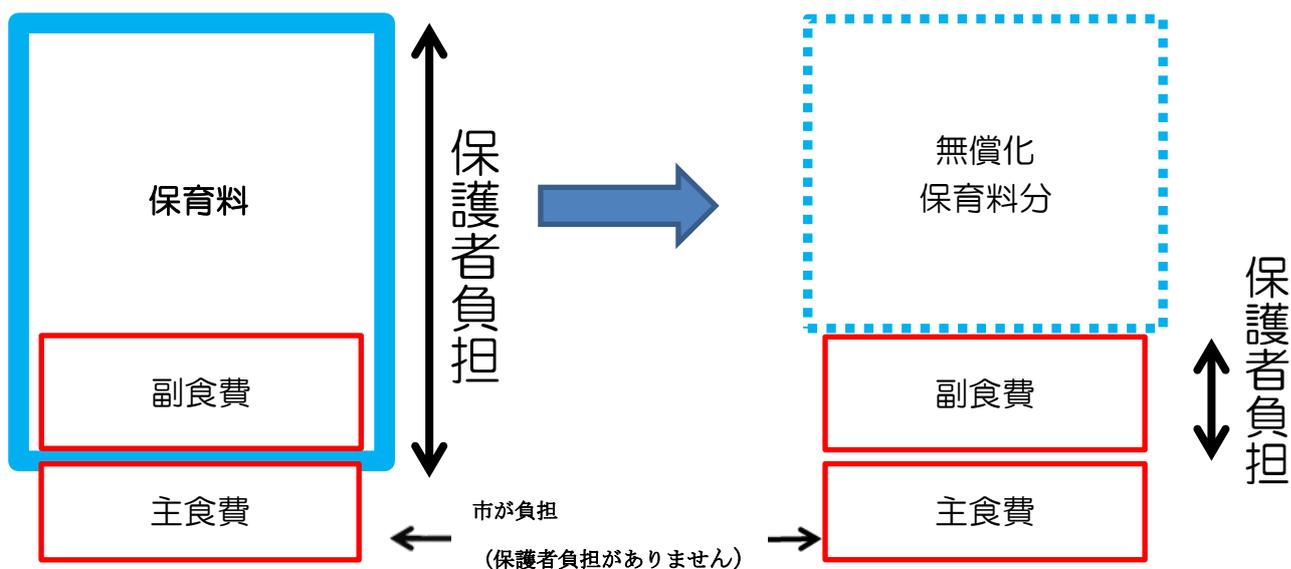
※副食費は各施設へ支払いいただくことになります。

※副食費の金額及びお支払方法は園ごとに異なりますので、各施設にお問い合わせください。

例

<今まで>

<無償化制度開始後>
令和元年10月～



裏面もございます。

(裏面)

副食費の免除

年収360万未満相当の世帯の子ども及び全階層の第3子以降の子ども*は、副食費が免除されます。

※1号認定児童については、小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降の子ども

※2・3号認定児童については、小学校就学前までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降の子ども

免除対象となる方へは、令和元年9月頃に副食費免除対象者の通知書を送付します。

まとめ：1号、2号、3号認定児童の主食費、副食費（制度開始後）

表面の内容と3号認定児童の主食費、副食費をまとめると、下記のとおりとなります。

- ① 1号認定児童 今までと同様に、主食費と副食費をお支払いいただきます。
- ② 2号認定児童 今までと同様に主食費は市の補助となります。保育料の一部としてお支払いいただいていた副食費については、引き続きお支払いいただきます。（保育料は無償化）
- ③ 3号認定児童 今までと同様に、保育料の一部としてお支払いいただきます。

	幼稚園・認定こども園 1号認定 (3歳以上)	保育所・認定こども園等 2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
保育料無償化前	主食費 (ご飯代) 副食費 (おかず代、おやつ代)	市の補助 (別途請求しない) 保育料に含む (別途支払しない)	保育料に含む (別途支払しない)
↓ 令和元年10月 ↓			
保育料無償化後	これまでどおり 別途支払	これまでどおり 別途請求しない 新たに別途支払 (保育料の無償化後、この費用のみ別途支払)	これまでどおり 別途支払しない

<お問合せ先>

鎌ヶ谷市幼児保育課 幼児保育支援係
047-445-1363